

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【会社名】	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー (HSBC Holdings plc)
【代表者の役職氏名】	取締役イアン・マッケイ (Iain Mackay, Director) 秘書役ベン・マシューズ (Ben Mathews, Company Secretary)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森 下 国 彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 根 本 伸 毅 同 山 本 真 裕
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注) 1. 本書において別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「HSBCホールディングス」、「エイチエスピーシー・ホールディングス」または「当社」
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー
「HSBC」、「エイチエスピーシー」または「当グループ」
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社

2. 本書において別段の記載がある場合を除き、「ドル」または「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=122.51円(2015年12月17日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)の為替レートにより計算されている。

3. 本書において別段の記載がある場合を除き、「ポンド」または「 \pounds 」は英国の通貨であるスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」または「p」は英国の通貨であるペンスを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド=183.53円(2015年12月17日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)の為替レートにより計算されている。

4. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1【提出理由】

当社は、当社の発行する新株予約権証券の本邦以外の地域における募集について、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づき、以下のとおり本臨時報告書を提出する。

(注) 本新株予約権証券は、1993年に取締役会により採択され、株主総会で承認された、当社の貯蓄連動型ストックオプション制度(英国用)(「本制度」)に参加することを選択した当社またはその指定子会社の日本国外の適格従業員に対して、本制度に関する規則(「本規則」)に基づき付与される。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類および銘柄

新株予約権証券

(2) 発行数

合計52,629,208個

(3) 発行価格

0ポンド(0円)

(4) 発行価額の総額

発行価額の総額

0ポンド(0円)

本新株予約権証券は、日本国外における適格従業員に対し、何らの支払を伴うことなく発行(付与)される。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額

総額約213,000,931ポンド(約39,092,060,866円)

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容

株式の種類

当社額面0.50米ドル普通株式

株式の内容

普通株式は、あらゆる点において互いに同順位とする。全額払込済普通株式は、資本、配当(特定日以降に配当権が発生するという条件付きで発行された株式については、この限りではない。)、議決権その他に関して、同一の権利を与えられる。

(6) 新株予約権の目的となる株式の数

合計52,629,208株

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

4.0472ポンド(約743円)

本新株予約権証券の保有者が本新株予約権証券に基づき取得する株式1株当たりの価格である「新株予約権の行使時の払込金額」は、取締役会が決定する対象株式1株当たりの株価とし、適格従業員は、当該金額により、自身が本新株予約権を付与されている対象株式を取得することができる。新株予約権の行使時の払込金額は、以下を下回らないものとする。

- (1) 対象株式の市場価格((i)下記(ii)に言及される場合を除き、1992年課税対象利益課税法第3部に従い決定され英国歳入関税庁株式評価局が事前に同意した市場価格、または(ii)対象株式が英国金融行為規制機構によって上場されている限り、本規則2(1)に基づいて行われる勧誘の日付の直前の5取引日(ただし、当該5取引日は、付与期間に含まれる日とする。)における対象株式の株価の仲値の平均(ロンドン証券取引所の「デイリー・オフィシャル・リスト」による。)をいう。ただし、2003年所得税(収入および年金)法別表3の48(3)項に規定される制限を受ける対象株式の市場価格はあたかも当該制限を受けていないかのように決定される。)の80%。
- (2) 80%を上回っている場合は、株式の額面価額(本規則10(1)に基づく調整の対象となる。))。

(8) 新株予約権の行使期間

取締役会の決定に従い、2018年11月1日から2019年4月30日まで、または2020年11月1日から2021年4月30日までのいずれかが行使期間となる。

(9) 新株予約権の行使の条件

(1)

- (a) 本規則6(2)および7に定める場合を除き、本新株予約権は、以下に定める期間(関連する貯蓄契約に基づくボーナス日(貯蓄契約に定められる最少ボーナス(36ヶ月間の月極積立の後に支払われるボーナス(貯蓄契約に基づき積立金を払い戻す際に指名貯蓄権限者が行う追加支払いであって、貯蓄契約に基づく最終ボーナスとしての支払額をいう。))をいう。))または標準ボーナス(60ヶ月間の月極積立の後に支払われるボーナスをいう。))のいずれかにおいてボーナスの支払期限が到来する最も早い日をいう。)を開始する)においてのみ、これを行することができる。
 - (b) 本規則6(2)(a)および(b)に定める場合を除き、ボーナス日から6ヶ月後以降に本新株予約権を行使することはできない。
 - (c) 本規則6(2)に定める場合を除き、本新株予約権の保有者は、自身が当社およびその指定子会社の取締役または従業員である期間においてのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権の保有者または当該者の個人の代理人は、以下に該当する状況に関連する特定の期間内に本新株予約権を行使することができる。
- (a) 本新株予約権の保有者がボーナス日前に死亡した場合、当該死亡日後12ヶ月以内。
 - (b) 本新株予約権の保有者がボーナス日後6ヶ月以内に死亡した場合、ボーナス日後12ヶ月以内。

- (c) 傷害もしくは疾病、1996年雇用権利法上の意味の範囲内の人員削減または当社の通常の定年退職方針に基づく定年退職のために就労が不可能であることを理由とする、本新株予約権の保有者の（本制度に参加する資格の根拠となる）役職または雇用の終了後6ヶ月以内。
 - (d) () 当社が本新株予約権の保有者が勤務していた会社の支配権を喪失したこと、または() 本新株予約権の保有者が従事している事業もしくは当該事業の一部が当社の関連会社もしくは子会社ではない者に移転したことを理由とする、本新株予約権の保有者の（本制度に参加する資格の根拠となる）役職または雇用の終了後6ヶ月以内。
 - (e) 雇用会社の同意を得た上での早期退職または妊娠を理由とする役職または雇用の終了後6ヶ月以内（本新株予約権の付与日後3年超とする。）。
本制度において（とりわけ本規則6（5）（e）に関して）、本新株予約権を行使する以前において、妊娠または出産に伴う出産休暇（1999年雇用関係法に定義される。）中の女性および1999年雇用関係法に基づく復職に係る権利を行使する女性は、かかる役職または雇用を終了していないものとして扱われる。当該女性が復職に係る権利を行使しない場合、当該女性は、当該女性が復職する資格を有する最終日においてかかる役職または雇用を終了したものと同みなされる。
- (3) 本規則6（1）（c）、6（2）（c）ないし（e）および6（5）（e）に関して、いかなる者も、当社もしくは当社の関連会社または当社が支配権を有する会社における役職または雇用を終了するまで、（本制度に参加する資格の根拠となる）役職または雇用を終了したものとして扱われることはない。本規則において、関連会社の定義には、本規則別紙第35(4)項における修正後の意味が含まれている。
- (4) 本新株予約権は、以下の事由が最初に発生した時点で失効する。
- (a) 下記(b)に従い、ボーナス日から6ヶ月の期間満了時
 - (b) 本新株予約権の保有者が死亡した場合、
 - (i) ボーナス日前の場合は、死亡日から12ヶ月後
 - () ボーナス日後の6ヶ月間の場合は、ボーナス日から12ヶ月後
 - (c) 本規則6（2）（c）、（d）および（e）に定める該当する期間の終了。ただし、かかる該当する期間が終了した時点において、本規則6（2）（a）または（b）に基づく時間が減少している場合、本新株予約権は、本規則6（2）（a）または（b）に基づく期間の終了まで、本規則6（5）（c）を理由として失効することはない。
 - (d) 本規則7（2）（b）、（c）および（d）に定めるいずれかの行使期間の終了。ただし、本規則7（3）に基づき繰り越される本新株予約権の場合を除く。
 - (e) 本規則6（2）に定める理由を除くあらゆる理由により、本新株予約権の保有者が当社およびその指定子会社または当社の関連会社の取締役または従業員でなくなった日付
 - (f) 当社の強制解散に関する決議が可決された、または裁判所により当社の強制解散が命じられた日付
 - (g) 本新株予約権の保有者の作為または不作為により、当該保有者が本新株予約権の法律上または実質上の所有権を喪失した日付

(h) 本規則7(3)に従い、本規則7(1)(a)が適用される場合、同規定において言及される当社の支配権を獲得する者が、最初に2006年会社法第979条ないし982条または983条ないし985条に基づき強制的に対象株式を取得する資格を得または義務を負った日付から6週間

(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
1株当たり4.0472ポンド(約743円)

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

本規則において別段の定めのある場合を除き、全ての本新株予約権は、本新株予約権を付与される本新株予約権の保有者の個人の所有とし、これを移転、譲渡または請求することはできない。各新株予約権証券には、その旨が記載される。

(12) 発行方法

適格従業員に対して割当てする方法による。

(13) 引受人の氏名または名称

該当なし

(14) 募集を行う地域

英国

(15) 新規発行による手取金の総額並びにその用途ごとの内容、金額および支出予定時期

新規発行による手取金の額

払込金額の総額 総額約213,000,931ポンド(約39,092,060,866円)

発行諸費用概算額 総額0ポンド(0円)

差引手取額 総額約213,000,931ポンド(約39,092,060,866円)

手取金の用途

一般的に、当社の通常の営業のための資金として使用される。ただし、その具体的な内容、用途ごとの金額および支出予定時期については、当社の経営状況等に応じて決定される見込みであり、現時点では未定である。

(16) 新規発行年月日

2015年9月22日

新株予約権の付与日において、各適格従業員は、本制度の下、行使期間に普通株式を購入する権利を付与される。

(17) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

その他の事項

株主資本合計（2015年6月30日現在） 9,759百万ドル（約1,195,575百万円）

発行済株式（2015年6月30日現在）

	発行済株式総数(株)
額面0.50米ドル普通株式	19,517,436,143
額面0.01米ドル非累積優先株式	1,450,000
額面0.01ポンド非累積優先株式	1

以上